

香川県警察本部公告第 113 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項、第114条の2の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 10 日

香川県警察本部長



日時	令和 8 年 6 月 2 4 日 午前 1 0 時 0 0 分	
場所	高松市郷東町 5 8 7 番地 1 3 8 香川県警察本部交通部運転免許課聴聞室	
番号	被聴聞者の氏名又は名称	被聴聞者の住所又は居所
	対象者には別途通知済み	